

自然科学研究機構分子科学研究所外国人受託研修員受入要領

平成16年4月1日
分子科学研究所長裁定

(目的)

第1 この要領は、自然科学研究機構分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な関係及び協力を行う共通研究施設を含む。以下「研究所」という。）における外国人受託研修員の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、外国人受託研修員とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程（平成16年自機規程第24号）（以下「受託研究員等規程」という。）第2条第1項第3号に規定する者をいう。

2 この要領において、「委託者」とは、外国人受託研修員を、研究所長に依頼する者をいう。

(研究料等)

第3 委託者は、受託研究員等規程第9条に基づき研究料等を支払うものとする。

2 外国人受託研修員に係る研究料等は、次のとおりとする。

受入期間区分	研究料
1か月	200,000円

3 前項の研究料は、消費税相当額を含まないものとし、法令等に基づき消費税相当額を加算するものとする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、外国人受託研修員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

研 究 料 等 の 制 定 理 由

委託者は、「大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程（平成１６年自機規程第２４号）第９条に基づき支払うものとする。ただし、同規程別表４の適用を受ける第２条第１項第３号及び第４号に掲げる者は、研究所長が別に定めるところによる。」ことと規定されており、各研究所において定める必要がある。

ついては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程（平成１６年自機規程第２４号）第２条第１項第３号に定める外国人受託研修員の研究料は、物価水準等が平成１６年３月３１日まで状況と大幅な変動が無いことから平成１６年３月３１日まで適用されていた外国人受託研修員の受入れ等について（昭和６０年４月１日付け学術国際局長通知文学企第１３２号）による研修料額を研究料としたい。

なお、研究料に関わる消費税の取り扱いは、従来、「授業料」として扱われており、２００，０００円（消費税除く。）とされている。しかしながら、今後の取り扱いの変化（消費税法の改定等（課税・非課税、消費税率の変更））に対応できるように自然科学研究機構分子科学研究所外国人受託研修員受入要領第３条第３項を規定するものとする。

（参考）

自然科学研究機構分子科学研究所外国人受託研修員受入要領【抜粋】（案）

（研究料等）

第３ 委託者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程（平成１６年自機規程第２４号）第９条に基づき支払うものとする。

２ 外国人受託研修員に関わる研究料は次のとおりとする。

受 入 期 間 区 分	研 究 料
１ か 月	２００，０００円

３ 前項に関わる研究料は、消費税相当額を含まないものとし、法令等に基づき消費税相当額を加算するものとする。